

横須賀市いじめ等課題解決専門委員会規則

(総則)

第1条 横須賀市いじめ等課題解決専門委員会（以下「専門委員会」という。）の運営については、横須賀市いじめ等の対策に関する条例（平成26年横須賀市条例第30号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

2 専門委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第4条 専門委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、及び必要な資料の提出を求めることができる。

(その他の事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

(教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正)

2 教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号の表中

「

横須賀市支援教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	支援教育課
---------------	--	-------

を

横須賀市支援教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	支援教育課
横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。	

改める。